

第 6 節 IBOC トレーニング契約

- 6.1 はじめに
- 6.2 IBOC との契約登録及び料金の支払い
- 6.3 専門分野の選択
- 6.4 契約の延長
- 6.5 契約の取り消し
- 6.6 スーパーヴァイザーの変更
- 6.7 専門分野の変更
- 6.8 CTA・TSTA トレーニング契約のスーパーヴァイザーの例外扱い
- 6.9 CTA・TSTA のトレーニング契約におけるスーパーヴァイザーの拡大扱い
- 6.10 書類

6.1 はじめに

トレーニングのある時点で、TA を学ぶ人は、IBOC 及びスーパーヴァイザーと、公式の契約を結ぶことになる。それはトレーニーにとっては資格取得の行程の完遂に取り組むこと、またスーパーヴァイザーにとってはトレーニーをサポートして、その人にふさわしい発達に対して責任を分かち合うことへの関与することを宣言することである。IBOC の事務局は TA のトレーナーと研修施設に関する詳細な情報を提供することができる。一人の人が複数の契約を結ぶこと、異なる分野で異なるスーパーヴァイザーと契約することも可能である。

6.2 IBOC との契約登録及び料金の支払い

契約書の登録は IBOC との間でなされる。契約書を IBOC に送付し、承認を受けるには、毎回以下の点がチェックされる必要がある。

1. トレーニーとスーパーヴァイザーの双方が ITAA 会員として会費を納入済みであること。
2. 契約書には、トレーニーおよびスーパーヴァイザー（さらにスーパーヴァイザーが PTSTA ならば TSTA も）によって日付と署名が記載済みであること。
3. 書式の必要事項がすべて記載されていること。
4. 書式は英語で記載されていること。
5. 契約書の提出にあたり、費用を納入すること。

契約は、口頭試験期日の少なくとも 18 か月前には登録されていなければならない。

6.3 専門分野の選択

トレーニーとスーパーヴァイザーが契約書にサインする際には、専門分野を選択し特定する必要がある。分野は、カウンセリング、教育、組織とサイコセラピーの 4 つである。専門分野は、通常トレーニーが専門家としての実

践の大半を行っている分野が選択される。トレーニーの実践が他の専門分野にも及ぶのであれば、トレーニーとスーパーヴァイザーは、トレーニーがその分野の資格を持つ他のトレーナーからスーパーヴィジョンを得ることに同意するのが一般的である。

注意:サイコセラピストとして働くには、国によって法規制が敷かれている点に注意されたい。この分野選択の際には、トレーニーはスーパーヴァイザーとそれについて話し合うことが重要である。

スーパーヴァイザーは、トレーニング開始にあたり、自分の専門分野(複数のこともある)や契約書登録の手続きについて責任を持って候補者に知らせなくてはならない。通常スーパーヴァイザーは、自分の専門分野でのみ契約を結ぶ。もし、スーパーヴァイザーが、資格を持っていない専門分野で契約を結ぼうとするのなら、契約の例外扱い(6.8)や拡大扱い(6.9)を求めてIBOCに申請する必要がある。

6.4 契約の延長

1回のCTAトレーニング契約期間は5年、TSTAトレーニング契約は7年である。トレーニーがこの各年限を超えてトレーニングを続けたい場合、最初の契約と同じ手続きに従い、新たな契約書にサインすることによって契約関係を継続する必要がある。契約の費用は、再度納入しなくてはならない。二度目の契約期間も、最初と同じである。形式上、この第二の契約は新たな契約であり、トレーニーは自分のスーパーヴァイザーを変えてもよいし、もとのスーパーヴァイザーとの契約細目について再度交渉することもできる。TSTAの契約の更新は、期限前に1回のみできる。期限を過ぎた場合、トレーナーがもう一度TEW(トレーニング承認ワークショップ)を行う必要があるが、別のTEWに改めて参加させる必要まではない。最初のTSTA契約が期限切れとなれば、PTSTAはCTAの地位にもどる。いかなる理由にせよPTSTAがPTSTAであることをやめれば、その人が(トレーナーとして)結んでいる契約は、いずれも自動的にTSTAの契約保持者にゆだねられ、そのTSTAが契約に対する責任を負う。

例外的な事情があるときには、IBOCへの申請により契約が延長されることはありうる。

6.5 契約の取り消し

トレーニーかスーパーヴァイザーのいずれかが継続中の契約を取り消したい場合、まず契約相手との間で合意を得て、契約書をIBOC事務局に返上しなくてはならない。契約書返却に際しては、二者のいずれかが(できれば双方が)取り消した日を明記して署名をしなければならない。

6.6 スーパーヴァイザーの変更

契約期間中にトレーニーがスーパーヴァイザーの変更を希望する場合、次の手順を踏むこと。

1. トレーニーは通常現在のスーパーヴァイザー、およびこれからのスーパーヴァイザーとの間で変更の合意を得る。
2. 三者全員が、「スーパーヴァイザー変更」の書式(12.6.3)に記入し、署名し、IBOC事務所へ送付する。オリジナルの契約書のほか、必要に応じて例外扱い、拡大扱いに関する書類も同送する。

3. IBOC はスーパーヴァイザー変更を登録し、記入済みの書式のコピーに日付を押印して各々に返送する。

トレイニーとスーパーヴァイザーはどちらも、望むならスーパーヴィジョンの取り決めを変更するのは自由である。プロセス全体が、双方とも偏見を持つことなく、「私は OK、あなたは OK」の立場から行われるべきである。

6.7 専門分野の変更

1. CTA 契約の場合、前の契約を取り消し、単に新たな分野での新規の契約を通常のやりかたで結ぶだけで専門分野を変更できる。
2. CTA や PTSTA は、自国の要件に適合した形で新たな分野で適切に資格を保有していることを示せば、CTA 口頭試験を受けて合格することによって分野を変更することができる。
3. TSTA は、新たな分野での TSTA 試験を受けるか、分野拡大の手続き(6.9)に従うことによって、専門分野を変更してよい。
4. 分野の追加:2 分野で CTA となっている者が、TSTA 契約を結ぼうとする時には、TEW は1 っだけ参加すればよい。

6.8 CTA・TSTA トレーニング契約のスーパーヴァイザーの例外扱い

6.8.1 はじめに

トレイニーと TSTA または PTSTA は、何らかの理由で、スーパーヴァイザーが資格を持っていない専門分野でのトレーニング契約を結びたいと望むことがあるかもしれない。この場合、スーパーヴァイザーは、「例外扱い」を申請できる。

6.8.2 定義

1. 例外扱いとは、PTSTA や TSTA が、資格を持っていない専門分野でトレーニング契約を結ぶときに与えられる特別な許可のことである。
2. 例外扱いは、一つの契約ごとに、スーパーヴァイザーに与えられる。
3. それは、資格を持たない専門分野全般にわたり契約を結ぶ権利を与えるものではない。
4. トレイニーとスーパーヴァイザーが相応の理由を提示でき、条件にかなった場合に例外扱いが認められる。

6.8.3 例外扱いの申請

1. スーパーヴァイザーとトレイニーは、例外扱いに関して同時に申請しなければならない。
 - トレイニーはなぜそのスーパーヴァイザーを選んで契約を希望するのか、相応の理由を提示すべきである。通常は、選択した分野において、自分の住む地域に適任のトレーナーがいないという理由になるだろう。
 - 通常は、トレイニーの専門分野で資格を持つ TSTA か PTSTA から、その契約が承認されなければならない。
2. スーパーヴァイザーは、自分の専門家としての能力、仕事上の資格、候補者が資格取得を望む専門分野

での実務経験について根拠を提示して、例外扱いを申請する。そのスーパーヴァイザーが既に当該分野で例外扱いを得ているという証拠を提出できれば、このトレーナーの資質の証明は必要とされない。また、その分野で何例の例外が現在有効となっているかも示さなくてはならない。

3. スーパーヴァイザーは、トレーニング計画を提出し、それがトレーニング契約の一部をなす。このトレーニング計画の中で、スーパーヴァイザーは以下のことをしなければならない。
 - ・共同スーパーヴァイザーとなる候補者の名前をあげる。
 - ・トレーニング契約が CTA のものか、TSTA のものかを明記する。
 - ・トレーニング計画のどの部分にだれが責任を持つかを述べる。
 - ・IBOC のトレーニング規準が満たされることを示す。
4. 共同スーパーヴァイザーは、以下を満たさなければならない。
 - ・トレーナーの専門分野でティーチングとスーパーヴィジョンの資格を持ち、当該分野で認定されていること、すなわち、拡大扱いをその分野において信用されているか、以前に拡大扱いの認定をなされたことがある(6.8 参照)。
 - ・トレーニングの過程でスーパーヴァイザーと協力することに書面で同意していること。
 - ・契約によるトレーニングの30%以上に関与すること。
 - ・CTA の契約の場合、PTSTA か TSTA であること。
 - ・TSTA の契約の場合、TSTA であること。

共同スーパーヴァイザーになれる有資格者がいない場合、そのスーパーヴァイザーが共同スーパーヴァイザーとの協力の要件を満たさなくても、IBOC は例外を認めることがある。この場合には、スーパーヴァイザーが、選択された分野の TSTA から、どうスーパーヴィジョンやガイダンスを得るつもりか、述べなくてはならない。

例外扱いの要請は、書面(例外扱い用のチェックリスト用紙を含む、12.6.4 を参照)と一緒に、IBOC の「例外・拡大扱い担当事務局」に送付されなければならない。この事務局が IBOC の代理となって、契約の例外扱いしないしは拡大扱いを担当する(付録1, IBOC ニュースレター、ウェブサイト参照)。

6.8.4 例外扱いの承認または不承認

例外・拡大扱い担当事務局が上に述べた書類を受け取ると、事務局担当者がこれを審査し、必要なら IBOC の他のメンバー、例外扱いが求められている分野の TSTA, 経験豊かな PTSTA に、申請の評価にあたって助力を求める。もし例外が認められない場合は、担当者は、申請者にフィードバックとして不承認の理由を述べ、再度申請する場合、申請者が何を満たす必要があるかを示すことになる。

6.8.5 例外扱いが認められる場合

1. 例外扱いの申請が認められる場合、この有効性に関する通知を、スーパーヴァイザーが IBOC から受け取る。
2. スーパーヴァイザーとトレーナーは、例外扱い承認通知をコピーして同封し、通常の契約登録の手続きを行う。

6.8.6 例外扱いが承認されない場合

例外扱いの申請が承認されない場合、申請者は、IBOC 議長に異議申し立てができる。申請者は、異議申し立ての根拠を書面で述べなければならない。IBOC の議長は、次の会合で委員と協議する。委員会の結論が最終決定となる。

6.8.7 その後の例外扱い

同じ分野でさらに例外扱いを申請するトレーナーは、資質を有する証明を送付する必要はない。一つの分野での CTA トレーニング契約では、スーパーバイザーが通常有することのできる例外は、同時に3例までである。

6.9 CTA・TSTA のトレーニング契約におけるスーパーバイザーの拡大扱い

6.9.1 はじめに

TSTA と PTSTA の中には、資格を有する分野とは異なる分野で専門的な職歴や経験があるという理由から、訓練の範囲を広げてトレーニング契約を結びたい人もいるであろう。拡大扱いの手続きは、経験豊かなスーパーバイザーが、全分野の CTA と TEW の手続きを(行うことも選択肢ではあるが)一通りやり直さなくても済むようにするため、整備されたものである。PTSTA は、PTSTA としての承認から2年経過すれば、拡大扱いを申請してよい。

6.9.2. 定義

1. 拡大扱いとは、TSTA または PTSTA が、自分の専門分野とは異なる種別において、教え、スーパーバイズした時間を正規のものとして証明し、トレーニング契約を結ぶことを可能にする、包括的な許可である。
2. TSTA に認められる拡大扱いとは、その TSTA が自分の専門とは異なる分野で CTA 及び TSTA のトレーニング契約を結ぶことへの許可である。
3. PTSTA に認められる拡大扱いとは、その PTSTA が自分の専門分野とは異なる分野の CTA トレーニング契約を結ぶことへの許可である。
4. PTSTA が拡大扱いを申請する場合、PTSTA のスーパーバイザーは、以下の条件を満たさなければならない。
 - a. PTSTA が申請している専門分野で資格を持っていること。
さもなければ、
 - b. PTSTA が申請している専門分野での拡大扱いを認められていること。
あるいは、
 - c. 通常あまりない状況ではあるが、PTSTA が申請している専門分野において、資格保持者であるか、拡大扱いにより資格を認定済みのしかるべき TSTA を指名し、その TSTA と協力してこれからのトレーニングに共同で責任を持つこと。

6.9.3 拡大扱いの申請

拡大扱いを申請する人は、拡大を求める専門分野において実際に実務を行っている Transactional Analyst、スーパーバイザー教師としての専門的な資質を示すことが必要である。

申請者は、以下のものを提出しなければならない。

1. 拡大扱いの申請理由を述べた申請書。
2. CTA 筆記試験の A・B 部分と同様で、拡大を求める専門分野に言及している文書。匿名とし、2つの部分から成る。

パート1: 拡大する専門分野での Transactional Analyst である専門家としての自己像。以下の内容を含むこと。

 - 1) 申請者が拡大扱いを要請する分野でどのように仕事をしているか、例を含めた記述。
 - 2) 申請者のトレーニングの哲学の記述。
 - 3) この分野での仕事をどのようにしているか、自分の専門領域と同じ面、異なる面の両方について論じること。

パート2: 候補者の、トレーナー、スーパーヴァイザー(いずれか、または両方)としての専門的な経験の記述。たとえば、個人としての体験や、ワークショップ・レクチャーの実施、トレーニーに対するスーパーヴィジョンやスーパーヴィジョンの企画の詳細を含むこと。これは、拡大扱いを申請したい分野で、少なくとも二人のトレーニーのトレーニングに関与していることを示す詳細な記述を含むべきである
3. 拡大扱いを要請する専門分野で資格を有する TSTA から支持する内容の手紙。もし、TSTA からは無理であれば、適切な PTSTA からの支持の手紙でも受理される。
4. TSTA の資格証または TSTA 契約のコピー。
5. 「例外扱い」規定によって契約を結んだトレーニーが拡大したい分野で得た CTA 資格証 2 名分のコピー。あるいは、新たな分野で申請者が取得した口頭試験合格証のコピー(言い換えれば、申請者は、CTA 試験の口頭試験の部分を自分の資質の証拠として受けることを選択してもよい)。拡大扱いの書式のチェックリストについては、12.6.5 参照。

拡大扱いの申請は、必要書類を添えて、しかるべき IBOC のメンバーに送付されなければならない。委員会の代表となるメンバーが、IBOC の代理となって、拡大扱いの契約を取り扱う(IBOC ニュースレター、ウェブサイト参照)

6.9.4 拡大扱いの承認と不承認

IBOC が上記の書類を受け取ると、拡大扱いが申請されている専門分野にいる TSTA または経験豊かな PTSTA が 1 名指名され、書類に目を通す判定者なる。

- ・判定者は、自分の意見として、書類の受理が可能かどうかを判断するよう依頼される。
- ・判定者が書類を受理可能と判断するならば、IBOC は拡大扱いを認める。
- ・判定者が書類を受理不可能とみなす場合、IBOC は拡大扱いが申請されている専門分野の別の TSTA か経験豊富な PTSTA に相談し、同様に判定するよう依頼する。
- ・もしも第二の判定者が、書類を受理するならば、最初の判定者とその事例について協議し、共同の結論に達するよう依頼される。受理可能との結論になれば、IBOC は拡大扱いを承認する。
- ・第二の判定者が書類を受理できないとみなせば、IBOC は拡大扱いを承認しない。
- ・もし見解が一致に達しないときには、3 人目の TSTA が呼ばれ、これについて IBOC 会議で協議される。
- ・拡大扱いが認められない場合、判定者は申請者に、フィードバックとして不承認の理由を述べ、申請者が再申請する場合、何を満たす必要があるかを示す。

6.9.5 拡大扱いが認められる場合

6.9.3 で説明した条件が満たされ、書類が受理されると、IBOC は拡大扱いを認めることとなる。これについて IBOC 事務局には通知がなされ、申請者は、拡大扱いの書類を受け取る。承認された承認者は、新たな分野で TSTA または PTSTA を名乗ることができる。もし PTSTA が TSTA 試験に合格すれば、拡大扱いは自動的に TSTA のレベルでも認められる。

6.9.6 拡大扱いが不承認の場合

拡大扱いが承認されない場合、申請者は、IBOC の議長に異議申し立てができる。申請者は、申し立ての根拠を書面で述べなければならない。IBOC の議長は、委員会で協議し、委員会の結論が最終決定となる。

6.9.7 手続きのバリエーション

IBOC の議長と委員は、基本手続きに基づき、変更も認められる。例外および拡大扱いを担当する人の氏名や住所を、IBOC から得ることができる。

6.10 書類

CTA(Certified Transactional Analyst)トレーニング契約(12.6.1)

TSTA(Teaching and/or Supervising TA)のトレーニング契約(12.6.2)

スーパーヴァイザーの変更(12.6.3)

例外扱い申請書類のチェックリスト(12.6.4)

拡大扱い申請書類のチェックリスト(12.6.5)